

第 428 回山形海区漁業調整委員会

日 時：令和 6 年 6 月 18 日（火）
13：30～15：10

場 所：山形県庄内総合支庁産業経済部
水産振興課 3 階大会議室

次 第

○ 報告事項

- (1) 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- (2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について
- (3) 令和 6 管理年度における特定水産資源【くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）】の知事管理漁獲可能量の変更について

○ 議 事

【第 1 号議案】

めばる刺し網漁業の有効期間について（諮問）

【第 2 号議案】

手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）の公示について（諮問）

【第 3 号議案】

山形県資源管理方針の変更について（諮問）

【第 4 号議案】

令和 6 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第 5 号議案】

新潟・山形・秋田 3 海区連絡協議会の提出議題について

○ 出席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
山形海区漁業調整委員会	会 長	加藤 栄	
〃	会長代理	池田 亀五郎	
〃	委 員	鈴木 重作	
〃	〃	飯塚 厚司	

〃	〃	本間 和憲	
〃	〃	樋口 恵佳	
〃	〃	佐藤 一道	
〃	〃	佐藤 栄一	
〃	〃	本間 優子	
山形県漁業協同組合	総務部長（兼） 指導課長	安藤 大栄	
水産研究所	所 長	阿部 信彦	
庄内総合支庁産業経済部 水産振興課	課 長	加賀山 祐	（併）事務局長
〃	課長補佐	高橋 伸明	（併）事務局次長
〃	船 長	白幡 英樹	
〃	機関長	齋藤 勝三	
〃	漁業調整主査	伊藤 寛和	（併）書記
山形海区漁業調整委員会 事務局	書 記	齋藤 祥司	（併）技師

○ 傍観者

なし

1 開 会

事務局 それでは、これより第428回山形海区漁業調整委員会を開会します。最初に、会長より御挨拶をお願いします。

2 会長あいさつ

会長 6月になって、暑い日が続いています。皆さん体調など御注意下さい。6月になってマグロの遊漁が始まり、わずか数日で上限量に達してしまい、すでに禁漁となってしまいました。YouTube で見たのですが、今年はマグロ釣りの客を乗せるために船を新調したという、遊漁船の動画を見たのですが、船を買ったのに、シーズンが始まると同時に禁漁では、大変だと思います。今日の報告事項の3にマグロの漁獲可能量の変更についての報告事項がありますが、以前から日本の国際条約で日本のマグロの割り当てが増えないと言われていたのですが、そもそも加盟国の中で日本に対する割当量は何パーセントなのか、誰も議論しない。全国海区でも議論は出ないし、広域の調整委員会でも議論はない。もちろんここでもない。

なぜ議論にならないのか事務局の斎藤さんに調べてもらった。今の所、国際条約における日本のパーセンテージは、わからない。漁獲実績のデータはあるのですが、割合が公開されていないのは、おかしい。意図的に国が隠しているのでは、と疑ってしまう。加盟国の漁獲実績の使用枠はそんなに違わないのではないかと。加盟国 25ヶ国のうち日本はどうも 60パーセントを占めている。日本が圧倒的多数の割り当てを受けている感じがします。それをなぜ国が公表しないのか謎ですが、それについては引き続き調べてもらいます。

実は日本の割合が多いという、噂を YouTube で見つけました。また、水産庁のホームページには割合に関するデータは出ていないことについて、若干水産庁の方針について疑問と不信感をもっています。

今日は 3 時 30 分までに効率よく議論した上で終わりたいと思いますので皆様よろしくお願ひします。

3 議事録署名委員の選出

事務局 次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第 12 条により会長及び会長の指名する 2 名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくお願ひします。

会長 議事録署名委員には鈴木重作委員、佐藤一道委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 異議無し。

会長 それでは、議事録署名委員は、鈴木重作委員、佐藤一道委員のお二方にお願ひします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。クロマグロの漁獲状況について、最新版の資料を委員の皆様へ配布しておりますので御確認をお願いします。

その他新潟、山形、秋田 3 海区連絡協議会の開催に関する事務連絡を配布しております。

(資料を確認)

お揃いでしょうか。不足等ありましたらお知らせください。では加藤会長、進行をお願いいたします。

4 報告事項

(1) 令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

会長 事務局から説明お願いいたします。

事務局 報告 1 の資料を御覧ください。5 月 17 日に東京で行われました令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果についてございます。加藤会長と私が出席しましたが、当日は新潟までの「特急いなほ」が強風の影響で 90 分遅れ、東京行きの新幹線には予定していた便より 2 時間半遅い列車に乗ることとなってしまいました。そのため、東京の会場には 1 時間遅れで到着し、第 3 号

議案の途中から出席しました。

加藤会長は、飛行機で東京へ向かう予定でしたが、強風の影響で運休となり、急遽新庄から山形新幹線に乗られましたが、山形新幹線も遅延し、会長も遅れての出席となりました。

総会自体は次第のとおり進行され、全ての議案は承認となりました。第3号議案の中で、石川海区から、クロマグロの資源評価の妥当性や各県へのTAC配分方法に関して水産庁へ質問がありました。水産庁からは、意見として受け取り、内部で共有し検討するとの回答がありました。

なお、総会は東京開催2回、地方開催1回の順で開催していることから、次年度は山口県で開催することとなりました。説明は以上となります。

会長 詳細は資料を御覧いただければ分かると思いますが、ただいまの説明につきまして御質問御意見ございますか。大体例年と同じような感じですが。例年よりも会議が30分短縮になりタイトな会議でした。

それでは報告事項として御了承願います。

(2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 報告2の資料を御覧ください。大臣許可漁業である大中型まき網漁業者と県内の沿岸漁業者との操業に関する話し合いや情報交換の場として、水産庁が主催して毎年調整会議を開催しており、海区委員会の委員の方からも立ち会いたる立場で御参加いただいております。例年、飛島沖と大瀬沖の2つの会議をしておりましたが、コロナ禍においてはZoomによる開催や書面での情報共有のみとなっておりますところ、今年度も報告2の資料にありますとおり、最近では操業上の問題が生じていないことから、書面で注意事項を確認するということになりました。その情報交換の資料をお示ししております。以前の対面での会議開催時の資料及び例年の確認事項がベースとなっておりますので、お時間のあるときにお読みいただければと思います。説明は以上となります。

会長 ただいまの説明につきまして皆さんから御質問御意見ございますか。そろそろ、昔のような対面の会議の復活の可能性はどのようなのでしょうか。

事務局 現時点では事務局である新潟漁調から話は無いのですが、今後、打診等があるかもしれません。

会長 具体的な話は無いのですね。

事務局 具体的な話は無いです。

会長 皆さんよろしいですかね。

一同 はい。

会長 それでは報告事項として御了承願います。

(3) 令和6管理年度における特定水産資源【くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）】の知事管理漁獲可能量の変更について

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 報告3の資料を御覧ください。くろまぐろの令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについては、3月の第426回委員会で事前にお諮りさせていただき、追加配分については全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分することとさせていただきました。1～3枚目はその諮問、答申の写しとなります。

その後、4枚目のとおり5月31日付で農林水産大臣からくろまぐろの追加配分にかかる漁獲可能量の変更通知があり、5枚目、6枚目のとおりに変更しました。

小型魚については、5枚目の資料のとおり、本県に定められた数量を当初配分から3トン増となり15,700キロ、山形県くろまぐろ漁船漁業を15,500キロに変更しました。

大型魚については、6枚目の資料のとおり、本県に定められた数量を当初から12.9トン増の23,300キロ、山形県くろまぐろ漁船漁業を23,200キロに変更し、ホームページで公表いたしました。

なお、今年度は初めての試みとして、小型魚の漁獲可能量を大型魚の漁獲可能量へ不等量交換する「大小振替」がありました。具体的には、小型魚の振替希望数量に一定の係数（都道府県管理区分は1.4）を乗じた数量を大型魚の漁獲可能量に変更する内容です。漁業者や漁協と相談した結果、本県は小型魚の漁獲可能量5.4トンを、大型魚の漁獲可能量7.5トンに変更するよう要望したところ、要望どおりに変更されました。

よって、4枚目の農林水産大臣からの通知を見ていただきますと、小型魚は当初配分12.7トンから7.3トンに変更となり、大型魚は当初配分10.4トンから17.9トンに変更となりました。

この数値に追加配分が加わり、本県における漁獲枠は小型魚15.7トン、大型魚23.3トンとなっております。

また、7枚目に参考として、本県の配分量と漁獲実績について、まとめておりますので、御覧ください。

1の令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量については、今お話したとおりの変更を表にまとめております。

2の表は、6月17日時点の漁獲状況を小型魚と大型魚別でまとめておりますので御確認ください。

資料はありませんが、6月4日に漁業調整主査の伊藤と私の2名でクロマグロ全国会議に出席しました。Webと対面の併用開催でしたので、私たちはWebで出席しました。2022年の太平洋クロマグロの親魚資源量は約14.4万トンで、2015年以降の全漁業を対象とした資源管理により、資源は急激に回復したとの報告がありました。

水産庁の試算では、現在の漁獲枠のうち、小型魚を20%、大型魚を2倍に増やしても資源の増加傾向は維持できるとの報告があり、親魚量の回復が維持できる範囲での増枠シナリオによる将来予測を、関係国と調整中との報告もありました。

会議に出席していた漁業者からは「日々の漁で資源の回復を実感している」とのコメントがあり、「最大限の増枠を勝ち取ってほしいと期待する声があり

ました。

日本の漁獲枠については、12月に開催予定の「中西部太平洋まぐろ類委員会」年次会合で最終決定となる予定です。説明は以上となります。

会長 今回の説明について、皆さんから御質問、御意見などありましたらお願いします。国際条約で日本の配分量の話をしました。もう一つ不思議なことがあって、日本は小型魚を獲っていますが、外国では小型魚を獲っているのは一部らしいです。その辺が肩身の狭い一因かと思えます。斎藤さんに調べてもらったら、途中の年度から一部が小型魚と大型魚の漁獲量を合計で出してきた国もあったので、よく分からないのですが。あくまでも、外国は大型魚中心の採捕です。小型魚を獲っているのは日本や一部の国だけのようです。それも将来的にどうなのかと、情報共有しておきます。

それでは報告事項として御了承願います。

(3) その他

会長 その他ありますでしょうか。

一同 無し。

会長 無ければ議事に移ります。

5 議 事

【第1号議案】

めばる刺し網漁業の有効期間について（諮問）

会長 事務局から説明をお願いします。

加賀山課長 資料1を御覧ください。諮問案件ですので、読み上げさせていただきます。

（本文読み上げ）

詳しくは担当から御説明させていただきますので御審議よろしくお願います。

会長 引き続き説明をお願いします。

伊藤主査 めばる刺し網漁業の許可の有効期間について、御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。1の内容についてですが、知事許可漁業の有効期間は、山形県漁業調整規則第16条の規定に基づき、あわび・なまこ漁業以外は、3年となっております。こうした中、知事許可漁業の有効期間については、山形県漁業調整規則第16条第2項の規定により、海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで、規則に規定されている期間よりも短い期間を定めることが可能となっております。めばる刺し網漁業については、現在、許可の有効期間を1年に短縮しておりますが、昨年度と同様、次回許可の有効期間についても、規則に規定されている3年から1年とするため、諮問を行うものです。

次に、2の理由について、御説明いたします。めばる刺し網漁業については、令和3年4月に飛島の漁業者から8月及び9月に操業したいという要望があり

ました。

この要望を受けまして、特に調整が必要な他種漁業が無かったことから、令和4年8月の許可から漁業時期を1ヶ月から2ヶ月に拡大しております。

一方、資源動向を注視する必要があるため、許可の有効期間については、令和4年度及び令和5年度の許可について、海区へ諮問し、1年に短縮させていただいているところです。次の令和6年8月の許可につきましても、2ヶ月間の漁業時期とするとともに、引き続き資源動向を注視するため、許可の期間を3年から1年に短縮させていただきたいと存じます。

なお、許可の有効期間を1年に短縮する措置は、今回の許可までとし、令和4年から令和6年までの3年間の資源の状況を確認し、問題がなければ、令和7年度の許可からは、許可の有効期間を短縮せず、3年とすることを考えております。

ちなみに、次回許可については、新規許可希望は無かったため、新規許可に関する公示は行いません。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

会長 ただいまの説明につきまして、皆さんから質問意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

飯塚委員 資源調査は行っていますか。漁業者からの申請のみでしょうか。

伊藤主査 資源調査は行っていませんが、水産研究所から1隻あたりの1日の漁獲量を集計していただいております。R4、5年度はデータを見る限りでは変わっておりません。今年度も確認していきます。

会長 数量的には横ばいという話ですが、魚体の大きさに変化はありますか。大きくなったとか、小さくなったとかは、ありますか。

伊藤主査 そこまでは確認しておりません。

会長 8月1日から8月15日に変えたのは一番暑い時期をずらすという、考え方ですね。魚の鮮度の維持の関係ですかね。
他には、質問意見ございませんか。

一同 無し。

会長 それでは、この諮問内容について適当と認めてよろしいでしょうか。

一同 異議無し。

会長 では、御異議が無いようですので、第1号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第2号議案】

手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）の公示について（諮問）

会長 事務局から説明をお願いします。

加賀山課長 資料2を御覧ください。諮問案件ですので、読み上げさせていただきます。

(本文読み上げ)

詳しくは担当から御説明させていただきますので御審議よろしく申し上げます。

伊藤主査 手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）の公示について、御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。こちらの諮問内容は、山形、新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業の協定事項に基づき、新潟県の手繰第一種漁業の漁業者に山形県が許可を行うため、山形県漁業調整規則の規定に基づき、その制限措置の内容及び許可等に関する申請期間並びに許可の有効期間につき、諮問を行うものとなります。お手元の資料の1の(1)の表を御覧ください。こちらの制限措置の内容については、下線部の年度以外は、昨年と同様で変更はございません。なお、制限措置の表の右から2つ目の欄の「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」については、昭和51年に締結された山形県と新潟県との漁業調整に関する協定、いわゆる知事協定と山形、新潟両海区小型底びき網漁業入会操業についての協定事項に定める隻数としております。

ちなみに、許可につきましては、毎年この時期に、山形、新潟両海区において協定を結んだ後、それぞれの県において手続を行っております。

また、(2)の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年7月1日から令和6年7月31日までとし、(3)備考のアの許可の有効期間は令和6年9月1日から令和7年8月31日までとしております。

(3)備考のイの許可の条件については、山形県内においての手繰第一種漁業の許可の条件と同条件を記載しております。これらにつきましては、事前に新潟県水産課と調整した内容となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

会長 内容的には例年どおりですね。これにつきまして、皆さんから御質問御意見ありましたら申し上げます。

一同 無し。

会長 無ければ、この諮問内容について適当と認めてよろしいでしょうか。

一同 異議無し。

会長 では、御異議が無いようですので、第2号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思えます。

【第3号議案】

山形県資源管理方針の変更について（諮問）

会長 事務局から説明をお願いします。

加賀山課長 資料3を御覧ください。諮問案件ですので、読み上げさせていただきます。

(本文読み上げ)

詳しくは担当から御説明させていただきますので御審議よろしくお願ひ
します。

齋藤技師

今回、令和6年7月から管理期間が開始となります「まだら本州日本海北部系群」について定めるため、変更案を諮問するものです。諮問文のあとのページに新旧対照表を、そのうしろに溶け込み版の変更案を載せております。なお、水産庁が指定した様式に基づき作成し、内容については5月21日に水産庁から事前確認を受けております。

新旧対照表を御覧ください。山形県資源管理方針としまして第1～第7までは変更ございません。第8としまして、個別の水産資源についての具体的な資源管理方針、こちらが変更になります。特定水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙に定めていくこととなりますので、今回あらたに別紙1-9に「まだら本州日本海北部系群」を定めることとなります。なお、ここに定める特定水産資源の名称については、国の基本方針で定めているものとなります。本文はここまででございまして、次に別紙の説明に続きます。

別紙1-9としまして、「まだら本州日本海北部系群」と定めます。第2の「知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」について、1 山形県まだら漁業としまして、山形県でまだらを獲る漁業を総じて「山形県まだら漁業」として定めております。

(1)の「当該知事管理区分を構成する事項」について、①の水域を「②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域」としております。②の対象とする漁業を「山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらを採捕する全ての漁業」としております。③の漁獲可能期間は周年です。

(2)の「漁獲量の管理の手法等」について、「当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで」としました。

第3の「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」について、「全量を山形県まだら漁業に配分する」としております。

第4の「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」について、水産庁の事前確認において指示があり、以前の別紙3-5で記載していた内容の一部を記載しました。

まだらに関しては「ステップアップ管理」を導入しているため、第5の「その他資源管理に関する重要事項」にその旨を記載しております。「ステップアップ管理」とは、1番最後にある参考資料のとおり、ステップ1～3があり、3年をかけて段階的にステップ3に移行します。ステップ3では、他魚種と同様に採捕停止命令を伴うTAC管理を行います。今回は、ステップ1のTAC報告の義務化の段階で、各県へ具体的な配分数量は設定せず、漁獲をTACの内数として漁獲量報告の体制づくりを確立することでした。本系群に関する内数については、この後の議案4で御説明いたします。

先ほどの資料、新旧対照表に戻っていただきまして、「まだら本州日本海北部系群」を別紙1-9に変更したことから、別紙3-5については削除しております。これに伴い、以降の別紙3-6「ひらめ日本海北部系群」から別紙3-10「いわがき山形県海域」までの番号を変更しました。

なお、水産庁への知事管理漁獲可能量等の承認申請の締切は6月20日ですので、本日、方針変更の承認をいただけた場合は、水産庁へ変更承認申請の

手続きを行う予定です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

会長 まだらを中心とした諮問でしたけれども、こちらに関して御意見御質問はありませんか。

私のほうから1つ、3年かけて評価をするとなっていますが、例えば近年のハタハタのように急激に漁獲が減った場合、予定期間が変わることはあり得ますか。

斎藤技師 あり得ると思います。今後も水産庁主催の意見交換会が開催される予定です。情報交換を行いながら、検討することとなっております。

会長 ちなみに、マダラの水揚げは、直近数年間はどのようにでしょうか。

斎藤技師 R4年度だと400トン、R3年度だと472トンです。令和元年度は530トンほどで、直近5年では年間で400トンから500トンほどです。

R5年度は、管理年度が7月から6月までですので、5月と6月のデータは無いのですが、4月までですと252トンです。

会長 減っていますよね。緩やかな減少傾向にあるような感じですね。

斎藤技師 そうですね。去年同時期で380トンですので減少傾向です。

会長 池田委員は、タラの資源量について、どんな感想を持っていますか。

池田委員 今年と去年で違うのは、稚魚がほとんどいない。今年の場合、漁獲は大型ばかりで小型は例年生息している場所にもほとんどいない。タラも減少傾向にあると思う。

会長 減り始めると早いと思う。もし急激な漁獲量の変更がある場合、変更が必要かと思う。獲りに向かう隻数が減ったという事ではないのか。

池田委員 それは無いと思います。

会長 底びきの操業回数は変わっていますか。

池田委員 そればかりではなく、タラの数も減っている。

飯塚委員 1回の操業でも漁獲が少ないのに、操業回数も減る。なので、低い数字が出てくるのだと思います。

池田委員 以前は1～2月がタラの最盛期でしたが、近年は4月前後が最盛期と変わってきた。以前は卵が入っている時期が最盛期だったのに、今は産卵が終わってからが最盛期で、獲れる時期が変わってきている。去年あたりからアマコと呼ばれる1キロから2キロの小型魚が獲れなくなっている。

会長 クチボソと同じような現象で危険だと思う。研究所はどう捉えていますか。

阿部所長 ハタハタと同じで、大量の稚魚が獲れたのが 2017 年、それ以降は多く生まれていません。今は 6 キロ、7 キロくらいの大型のタラが主体で、30 センチから 40 センチ、1 歳、2 歳のアマコがほぼいないのが現状です。研究所としては、タラは減少するだろうと予測しています。水産庁の TAC では、資源量推定には 1 網当たり何キロ獲れたか、という事で資源量を推定していて、稚魚の加入は全く加味しないで推定しています。国の研究所とも情報共有する中で、そのような実態は把握していて、資源は変化するだろうと予測しているようですので、本研究所でも柔軟に対応したいと考えています。

会長 減少傾向の原因は水温も関係しているのか。

阿部所長 ハタハタやマガレイと同じで、春先に生まれる稚魚が非常に少ないです。春先にプランクトンがない状況が続いています。

会長 タラの産卵場は深い場所ですか。

阿部所長 水深 50～60 メートルが主な産卵場です。

会長 そうすると水温の影響を受けている可能性がありますね。

阿部所長 昔は、春先はプランクトンが爆発的に増える時期で、そういう現象に合わせてハタハタ、マガレイ、タラが卵を産んでいきます。今は餌が無いので、卵を産んでいっても稚魚が育たない、という状況です。

会長 それは水温の上昇と関係はありますか。

阿部所長 あると思います。

会長 厳しい状況が続くわけですね。見直しが必要かもしれません。こちらも予断を許さない状況ですね。その他に皆さんから御意見ありませんか。

一同 無し。

会長 無ければ、この諮問内容について適当と認めてよろしいでしょうか。

一同 異議無し。

会長 では、御異議が無いようですので、第 3 号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第 4 号議案】

令和 6 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について

会長 事務局から説明をお願いします。

加賀山課長 資料 4 を御覧ください。諮問案件ですので、読み上げさせていただきます。

す。

(本文読み上げ)

詳しくは担当から御説明させていただきますので御審議よろしくお願
いします。

齋藤技師 諮問文をめぐっていただきまして、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シ
ナ海系群」に関する令和6管理年度における数量を定める案をお示しして
おりますので、御覧ください。知事名の後の方に具体的な内容について記載し
ております。

「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に関する令和6管理年
度、こちらは令和6年7月1日から令和7年の6月末日までの期間をいいま
す。令和6管理年度における数量漁業法第16条第1項に定める数量について、
農林水産大臣から本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、
過去実績の漁獲量が少ないということで、「現行水準」と通知がきておりま
す。知事管理区分に配分する数量ですが、「山形県さば類漁業」で「現行水
準」と定める案とさせていただきます。

次に、「ずわいがに日本海系群B海域」に関する令和6管理年度における数量
を定める案をお示ししてしております。

「ずわいがに日本海系群B海域」に関して、本県に定められた都道府県別漁
獲可能量は「106トン」と通知がきております。知事管理区分に配分する数
量ですが、「山形県ずわいがに漁業」で「106トン」と定める案とさせてい
ただいております。

次に、「まだら本州日本海北部系群」に関する令和6管理年度における数量
を定める案をお示ししてしております。先ほどの議案3で御説明したとおり、
「まだら本州日本海北部系群」は「ステップアップ管理」としており、青森
県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県における系群全体の漁獲可能
量は3,260トンであり、本県に定められた都道府県別漁獲可能量は「3,260ト
ンの内数」と通知がきております。知事管理区分に配分する数量ですが、
「山形県まだら漁業」で「3,260トンの内数」と定める案とさせていただきます。

次ページ以降に参考資料として、該当魚種における水産政策審議会の資料
を添付しましたので御確認ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

会長 ただ今の質問について、皆さんから御質問御意見ございますか。ちなみにさば
に関しては、山形県の漁獲量の実績は少ないですね。

齋藤技師 さばに関しては、実績は少ないです。年間で8.8トンから16トンです。

会長 大部分は定置なのでしょうか。

齋藤技師 大部分が定置です。

会長 他に何かありませんか。

一同 無し。

会長 無ければ、この諮問内容について適当と認めてよろしいでしょうか。

一同 異議無し。

会長 では、御異議が無いようですので、第4号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第5号議案】

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 前回の委員会で3海区連絡協議会での提出議題について協議いただき、本海区からは「海業に関する事」について議題に挙げることにしました。そのことについて、会長や一道委員と相談しながら資料5のとおり案を作成しましたので、御説明いたします。

(資料5読み上げ)

説明は以上です。よろしく願いいたします。

会長 はい、ありがとうございます。この内容については、佐藤一道委員から当初の事務局案に対しまして、こういったものを入れたらどうか、などのアイデアがありまして、私からも違う視点でこういったことも入れてほしいと注文をつけまして、私と一道委員の両方の要望を入れてくれたとっております。これにつきまして、皆さんから御意見御要望をお願いします。

一道委員 提案したい事が良くまとまっていると思います。強調して言いたいことは水産庁が海業を推進しているので、海業の収入を漁獲高と同等に、漁獲収入として扱えないか、という事です。「ゆらまちっく戦略会議」の取組は海業を網羅していますが、このような活動に漁業者も積極的に関わり、これらの収入も加えていけたらと考えています。

興味深い話がありまして、会計検査員の検査で、漁業所得を漁業所得以外で計上している漁業者が補助対象の漁業者のうち6割位いたという事でした。漁業以外の所得をどのような種類に計上していたかは、調べないと分かりませんが、漁業所得以外とは、何を指しているのか興味を持ったところです。「ゆらまちっく戦略会議」では漁船クルージングがありますが、これは漁獲に含まれません。ただ、海業としては、どんどん行ってくださいと政策の中にきちんと書いてあります。

また、漁業で10%以上の所得アップが見込めない時は、専門家からの改善策の提言を受けるとあるのですが、これも前回委員会でお話したとおり、頑張って漁業収入を向上させるために魚を獲ってこようとしているところに、さらに漁獲高を向上させるべきという助言は、フィットしない気がします。であれば、漁業者が漁業以外で収入を得られるのであれば、漁場も休まり、資源保護にも貢献して良い事ではないかと思えます。海業での収入も、漁獲高と同等に評価できるようになってほしい、という事を両海区と意見交換出来ればと思っております。

会長 ありがとうございます。冒頭に「漁業者が漁業以外で収入を得る」という文言

があります。それが大きな目的になりますが、参加した漁業者が、ボランティア活動に終わってしまっただけでは意味が無い。最初はボランティアでも、それが定着していき、最終的には漁獲以外の漁業収入につながっていくことが理想です。

「ゆらまちっく戦略会議」は、どういった収支になっているか知りませんが、収入の分配などは行っているのでしょうか。

機関長 色々な所からの収入はありますが、構成員の漁業者やお母さん達に分配しています。運営に必要な分は残しますが、他は構成員である漁業者や、お母さんたち、一緒に活動してくれた人たちに渡しています。地元でお金が回るような仕組みを作っています。

会長 事業主体は、法人化はされていますか。

機関長 していません。任意団体です。

会長 法人化する予定はありますか。

機関長 上手くいけば、法人化もあり得ると思います。

会長 任意団体でも、監査は受けていますか。

機関長 もちろん、決算して監査も受けています。

会長 構成員は何人くらいですか。

機関長 構成員の人数は分かりませんが、入っている団体は漁業者会、加工場も含めた漁協、漁港女性部、観光協会、自治会、地域の青年部のような所などです。それぞれ自分の得意分野があるので、それを発揮してもらいながら活動しています。

会長 由良の釣り堀はこの団体と関係ありますか。

機関長 もともと鶴岡市が管理していましたが、それを地元という事で、自治会活性化委員会を立ち上げ、運営に「ゆらまちっく戦略会議」が入って一緒に行っています。

会長 3海区連絡協議会で説明するにあたって、お金に関することが書いてあると具体性がある分かりますが、決算内容などは公表していますか。

機関長 総会はしていますが、表には出していません。

会長 総会資料として報告しているのですね。

一道委員 遊佐町の吹浦漁港を利用している漁船などでは、遊佐沖の洋上風力事業で、環境アセスメント調査や警戒船の要請が多いです。謝礼等は、調べられる範囲の金額であればすぐに分かると思います。漁港の活用としての収入も多かったと思います。

会長 漁協には通していますか。

一道委員 全部ではないですが、漁協に通しています。事業ごとに漁協さんに打診があり、漁船を手配するという仕組みになっています。

会長 漁協も、原則漁協を通したいという考えを持っていると思います。ただ、現状は通したり、通してなかったり、なのですね。

池田委員 1回ごとの謝礼額は決まっています。

会長 3万円くらいですか。

池田委員 倍以上です。

会長 その他、この提案について何かありませんか。鼠ヶ関で何か取り組んでいることはありますか。

機関長 蓬莱塾という団体があり、そこが少し行っています。

会長 由良だけが行っているような感じがしましたが、鼠ヶ関でも行っているのですね。「ゆらまちっく戦略会議」のパンフレットはありますか。

機関長 食や漁船クルージング、定置網などをまとめたパンフレットはあります。

会長 活字だけではわかりにくいので、それも配布資料とした方が良いのでは。イメージが湧きやすいよう、パンフレットの配布も御検討下さい。内容はよろしいでしょうか。皆さんから何かありませんか。

一同 無し。

会長 では、「ゆらまちっく戦略会議」のパンフレットを添付して、両県の方々からも具体的にイメージを掴んでいただけるような内容にして提出したいと思います。

6 その他

会長 その他として、何かありませんでしょうか。

一同 無し。

会長 事務局から何かありますか。

事務局 事務連絡です。3海区協議会が7月30日の午後から秋田市のパーティーギャラリーイヤタカで行われます。出欠に関しましては6月25日までにお知らせ下さい。会場に宿泊施設は無いという事で、ホテルは各自で予約するよう指示がありました。事務局では、別紙のとおり会場から300メートルの所にある、「リッチモンドホテル秋田駅前」を確保しております。宿泊される方で希望さ

れる方はお申し出下さい。宿泊人数や部屋数をホテルに伝えるため欠席する場合もその旨御連絡頂ければと思います。

その他、例年、秋田海区や新潟海区から照会事項があり、当海区から回答することになっています。その回答に関しては、後日、委員の皆様へ郵送等で意見照会をさせていただき予定ですので御承知おきください。事務局から以上です。

会長 私は当日一人で、車で向かう予定です。もし一緒に乗っていかれる方いらっしゃいましたら乗せて行きますので。皆さんはどのような予定でいらっしゃいますか。去年の山形開催では、他海区から事務局も含めて8名位来てくれましたので、今年は山形県からもまとまった人数で行きたいと思っています。いかがでしょうか。池田委員どうですか、乗せて行きますよ。

池田委員 分かりました、お願いします。

会長 他にも、委員の方はたくさんの御参加をお願いします。

事務局 また、次回の委員会の予定ですが、「8月6日火曜日の午後1時半から」は、皆様のご都合はいかがでしょうか。

会長 次回の日程は「8月6日火曜日の午後1時半から」ということで皆様よろしいでしょうか。

一同 異議無し。

会長 それでは、次回は「8月6日火曜日午後1時半から」ということで、皆様予定しておいていただければと思います。

7 閉 会

会長 それでは、他に何も無いようですので、これで第428回山形海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、迅速な御審議に御協力いただきましてありがとうございました。

上記のとおり第428回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和6年6月18日
山形海区漁業調整委員会

会 長	加藤 栄
委 員	鈴木 重作
委 員	佐藤 一道